

地域包括支援センター運営事業委託先法人の公募について

1 趣旨

本市では、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送るため、地域包括ケアシステムの推進を行ってきた。今後、人口減少・高齢化が一層進む中で、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を行う必要がある。

そのためには、高齢者の総合相談・地域課題について、関係機関と連携しながら対応する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の機能を強化し、複雑・複合化した事例に対応できるような体制を整える。

2 現状と課題

(1) 現状

本市では、直営でセンターを設置し、要支援状態の高齢者への相談や支援を行ってきた。平成 26 年度からは、センターの業務に包括的支援事業が追加され、事務事業を高齢介護課と共に分担しながら、高齢者が暮らし慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう進めているところである。

(2) 課題

今後、慢性疾患を有する要介護高齢者や単身の高齢者、認知症高齢者が増加すること等を踏まえると、医療と介護の連携や高齢者の見守り、認知症への対応がさらに重要となる。

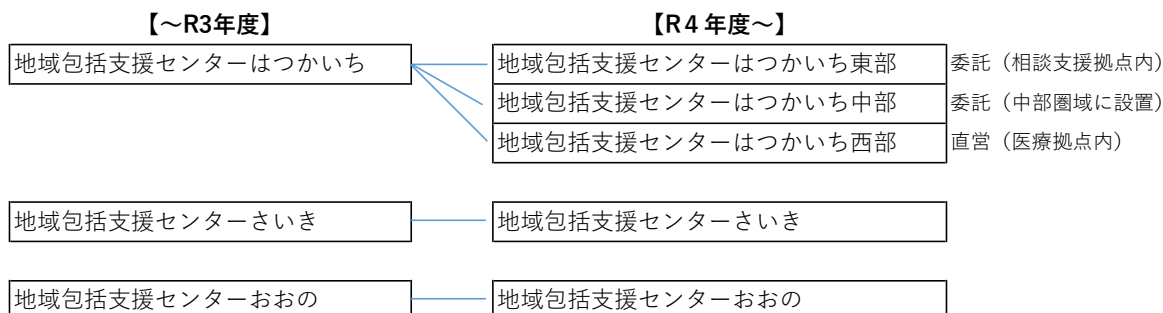
地域の専門職や住民などの多様な主体と協働し、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策を重点的に行う必要があるが、現在のセンターの配置や人員体制では、業務の拡充は困難であり、体制強化することが急務である。

3 センターの強化について

(1) センターの拡充（令和 4 年度から）

現在、廿日市地域、佐伯地域、大野地域の 3 カ所に設置しているセンターについて、廿日市地域を東部、中部、西部に分け、5 カ所に拡充し、日常生活圏域ごとに 1 カ所設置する。そうすることにより、自立支援に資するケアマネジメントの普及啓発や地域づくり資源の開発を強化・推進する。

なお、廿日市地域の西部は直営、東部及び中部については委託型センターの設置を予定している。



(2) 各センターを支援する機能の強化について（令和4年度から）

ア 総括的機能を市の内部に持たせ、センター業務に関連する情報の全体を把握することにより、必要な研修や支援体制を計画的に整備する。

イ 基幹型支援機能を高齢介護課に持たせ、保健師や社会福祉士といった専門職を配置することにより、各センターからの相談に対して、具体的かつ専門的に支援できる体制をつくる。

4 委託先法人の公募について

センターの相談支援体制の充実とともに、安定的な運営にも留意しつつ、受託法人選定の公平性の担保に向けて、公募によりセンターを運営する委託先法人を募集する。

実施内容	理由
①導入時期 令和3年度に公募選定を実施する。	・令和4年度からの委託型センターの設置に向け、周知期間や準備期間を確保した上で、可能な限り早期に実施する。
②委託期間 継続委託期間を5年間とする。 (令和4年4月から令和9年3月)	・地域住民や関係機関等との関係構築・維持の観点から、短期間での受託法人が変更になる可能性があるのは、望ましくない。 ・高齢者福祉計画・第8期廿日市市介護保健事業計画の方針に沿って、同一の法人が長期的な計画のもとに運営を行うことができる。
③対象とするセンター	地域包括支援センターはつかいち東部、 地域包括支援センターはつかいち中部
④評価項目の概要（別紙資料）	法人の事業実績や、公正・中立性の確保に対する考え方等を評価項目に反映する。
⑤引継ぎについて 業務開始前の一定期間確実に引継ぎを行う。	利用者や地域との関係性が損なわれることがないように、十分な引継ぎを行う必要がある。

（参考）公募実施までのスケジュール

時期	実施内容
令和3年3月	令和2年度第2回廿日市市地域包括支援センター運営協議会
令和3年5月～ 8月頃	受託法人の募集
令和3年8月中旬	プレゼンテーション、ヒアリング審査
令和3年9月～10月	受託法人の選定
令和4年1月～ 3月	新規受託法人について、引継ぎ
令和4年4月1日 (令和4年度)	公募により選定した受託法人によるセンター運営開始